

していしょうがいしゃしえんしせつ
指定障害者支援施設 まつやまふくしえん
松山福祉園 じゅうようようじせつめいしょ
重要事項説明書

1. 事業所経営法人の概要

めい名	しょく称	しゃかいいふくしほうじんふくすみかい 社会福祉法人 福角会
ほうじんしょぎいちらん 法人所在地		えひめけんまつやましふくすみちょうこう 愛媛県松山市福角町甲1829番地
でんわばんごう 電話番号		089-978-5855
たいひょうしゃしめい 代表者氏名		りじちょうよしのみちこ 理事長 芳野道子

2. 事業所の概要

めい名 称	しょうがいしゃしえんしせつ まつやまふくしえん 障害者支援施設 松山福祉園		
しせつしょさいちらん 施設所在地	えひめけんまつやましこんげんちょうこう 愛媛県松山市権現町甲141番地		
していねんがっぴ 指定年月日	へいせいねんがつにち 平成24年4月1日		
じきょうしょはんごう 事業所番号	3810100564		
しせつ 施設の うんえいほうしん 運営方針	りょうしやたい 利用者に対し、その自立と社会活動への参加及び地域移行を促進する観点から ひつようえんじょおよき一びすていきょうおこな 必要な援助及びサービスの提供を行います。		
しせつ 施設の種類	しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	しゅうろういこうしえんじきょう 就労移行支援事業	せいかつかいじきょう 生活介護事業
じきょう 事業の もく 目的	しせつにゅうしょりょう 施設入所を利用する 方に、主として夜間にお いて、食事・入浴等の 支援及び生活等に関する 相談・助言その他の必要 な日常生活上の支援を 行う。	しゅうろうきほうかた 就労を希望する方(65 歳未満)で、生産活動そ の他の活動の機会を ていきようしゅうろうひつよう 提供し、就労に必要な 知識及び能力の向上の ために必要な訓練・支援 おこなてきせいを行うとともに、適性に おうしょくばのかいたく 応じた職場の開拓、 しゅうろうごしょくばていちやく 就職後の職場定着のた しえんおこな めの支援を行う。	じりつにちじょうせいかつまた 自立した日常生活又は しゃかいせいかつ いとな 社会生活を営むことが できるよう、生産活動等 きかいの機会その他 たしんたいの身体 のうりょくまたせいかつのうりょく 能力又は生活能力の こうじょうひつよう 向上のための必要な にちじょうせいかつじょう しえん日常生活上の支援を おこな行う。
しゅ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
てい 定員	めい 40名	めい 15名	めい 25名
かんりしゃしめい 管理者氏名	よしのたえ 芳野妙		
さーびすかんりせんじんわ サービス管理責任者	いしまるゆうさく 石丸雄策		
たてもの 建物	こうぞうてつこうぞうこうきんめつきこうはん 構造:鉄骨造合金メツキ鋼板ぶき 3階建 めんせきにゅうしょとう 面積 入所棟: 2,156.00 m ²	かいだて へいほうめーとる さぎょうとう 作業棟	
でんわばんごう 電話番号	089-979-4566		
ファックス FAX	089-979-3412		
めーる メール	エムエーティュエフケイユアットマークヒーオーメム オーシーエヌ エヌイー ジェイピー m a t u f u k u @ p o e m . o c n . n e . j p		
しせつかせつねんがっぴ 施設開設年月日	しょうわねんがつにち 昭和57年4月1日		
へいせつじきょう 併設事業	しゅうろううけいぞくしょんびーがた 就労継続支援B型・就労定着支援・共同生活援助・短期入所・日中一時		
じこひけいじきょう 自己評価実施状況	じっしょくじきょううむなし 実施状況の有無;無		
だいさんきひけいじきょう 第三者評価実施状況	じっしょくじきょううむなし 実施状況の有無;無		

じぎょうしょ せつびなど がいよう
3. 事業所の設備等の概要

① 利用者の寮 (単位 m^2)

しつめい 室名／階	かい 2階 (男性)	かい 3階 (女性・一部男性)
きょしつ 居室 (個室)	しつ 22室(11.45~14.85)	しつ 18室(11.7~14.85)
きょしつしゆうのう 居室 収 納	かくきょしつ 各居室(1.8)	かくきょしつ 各居室(1.8)
べらんだ ベランダ	かくきょしつ 各居室；有	かくきょしつ 各居室；有
きょしつれいたんぼう 居室冷暖房	かくきょしつ 各居室；有	かくきょしつ 各居室；有
きょしつてれび 居室テレビ	かくきょしつ 各居室；無	かくきょしつ 各居室；無
たんきにゅうしお 短期入所室	しつ 1室(13.50/収納含)	しつ 1室(13.50/収納含)
ごらくしつ 娯楽室	しつ 1室(13.50)	しつ 1室(13.50)
ごらくスペース 娯楽スペース	ふりーすペーす フリースペース(13.50)	ふりーすペーす フリースペース(13.50)
よくしつ 浴室 1	しつ 1室(13.99)	しつ 1室(13.99)
よくしつ 浴室 2	しつ 1室(5.57)	しつ 1室(5.57)
だついしつ 脱衣室	しつ 1室(18.29/失便室含)	しつ 1室(18.29/失便室含)
トイレ・洗面・洗濯室	しつ 3室(40.65)	しつ 4室(50.05)
たもくでき 多目的トイレ	しつ 1室(6.78)	しつ 2室(14.42)
ゆわかしつ 湯沸室	しつ 1室(5.33)	しつ 1室(5.33)
でんわほっくす 電話ボックス	しつ 1室(1.97)	しつ 1室(1.97)
きつえんしつ 喫煙室	しつ 1室(2.34)	しつ 1室(2.34)
すたつるるーひ スタッフルーム・仮眠室	しつ 1室(12.3)	しつ 1室(12.29)

② 医務室部分 (3階 (単位 m^2))

い む る し つ 医務室	し つ 1室(18.12)	せ い よ う し つ 静養室	し つ 1室(5.70)	と い れ トイレ	し つ 1室(2.73)
------------------	------------------	--------------------	-----------------	--------------	-----------------

③ 食堂部分 (1階 (単位 m^2))

しょくどうぶん 食堂	し つ 1室(142.66)	ちょうりしつ 調理室	し つ 1室(30.46)	けんしゅうしつ 検収室	し つ 1室(9.52)
したしょりこーなー 下処理コーナー	し つ 1室(10.59)	せんじょうしつ 洗浄室	し つ 1室(10.87)	しょくひんこ 食品庫	し つ 1室(4.62)
じゅんびしつ 準備室	し つ 1室(5.75)	きゅうけいしつ 休憩室	し つ 1室(12.70)	せんめんじょ 洗面所・トイレ	し つ 1室(4.65)

④ その他設備 (1階 (単位 m^2))

たもくできしつ 多目的室	し つ 1室(53.87)	えんちょうしつ 園長室	し つ 1室(24.14)	そうだんしつ 相談室 1	し つ 1室(13.50)
そうだんしつ 相談室 2	し つ 1室(13.50)	じむしょ 事務所	し つ 1室(23.25)	しえんいんしつ 支援員室	し つ 1室(62.51)
たもくでき 多目的トイレ	し つ 1室(6.97)	じょせいじょしつ 女性化粧室・トイレ	し つ 1室(4.33)	だんせいじょしつ 男性化粧室・トイレ	し つ 1室(8.78)
じょせいこういしつ 女性更衣室	し つ 1室(7.69)	だんせいこういしつ 男性更衣室	し つ 1室(4.95)	ぼうさいひんこ 防災備品庫	し つ 1室(13.50)
ひひんこ 備品庫	し つ 1室(6.99)	しょこ 書庫	し つ 1室(7.73)	かいだんそうち 階段下倉庫	し つ 3室(14.42)
そうち 倉庫	し つ 1室(10.85)				

④ 作業棟

鉄工部	就労移行支援	1室 (134.05)	
	就労継続支援B型	1室 (98.22)	
	生活介護	1室 (144.00)	
	事務所・食堂・休憩室	2室 (57.96)	
	男性更衣室	1室 (5.90)	
	女性更衣室	1室 (4.33)	
	男女トイレ	2室 (9.37)	
	各種製品製造部	生活介護	
	就労移行支援	1室 (40.77)	
	就労継続支援B型	1室 (77.30)	
製菓製パン部	男性更衣室	1室 (4.20)	
	女性更衣室	1室 (5.00)	
	男女トイレ	2室 (7.93)	
	就労移行支援	1階 1室 (69.32)	
	就労継続支援B型	2階一部 (39.50)	
配食サービス部	就労移行支援	2階一部 (44.45)	
	常勤換算	2室 (4.7)	
	常勤	更衣室	
トイレ	2室 (4.7)	常勤	1室 (8.1)

4. 従業者の配置状況
《主な従業者の配置状況》

職種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
管理者	1名	1名	—	1名
サービス管理責任者	1.0名	1名	—	1名 (60:1)
医師(嘱託)	0.1名	—	1名	
事務員	1.1名	—	2名	
調理員	4.0名	4名	—	
栄養士	1.0名	1名	—	1名

【就労支援移行支援】

職種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
就労支援員	1.3名	3名 (兼務1名)	—	1.0名
職業支援員	2.0名	1名	—	1.7名
生活支援員		1名	—	

【生活介護】

職種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
生活支援員	15.1名	12名 (兼務4名)	5名	14.4名
看護師		2名	—	

しせつにゅうしょしえん
【施設入所支援】

しょく 職 種	じょうきんかんざん 常勤換算	じょう 常 勤	ひじょうきん 非常勤	していきじゅん 指定基準
せいかつしえんいん 生活支援員	めい 2名	めい 2名	—	めいいじょう 1名以上

おも しょくしゅ きんむたいせい
5. 主な職種の勤務体制

しょくしゅ 職 種	おもな勤務体制			
かんりしゃ 管理 者	8:30~17:30			
しえんいん 支援 員	つうじょう 通常	8:30~17:30	やきん 夜勤	14:00~翌10:00
	はやで 早出	①6:00~15:00 ②7:30~16:30	おそで 遅出	10:00~19:00
えいようし 栄養 士	つうじょう 通常	8:30~17:30	おそで 遅出	11:00~20:00
	はやで 早出	6:00~15:00		
ちょううりいん 調理 員	通常	9:00~18:00	遅出	11:00~20:00
	はやで 早出	6:00~15:00		
じむいん 事務 員	通常	9:00~15:30		
いし 医 師	13:00~17:00 (月1回以上)			

さーびすていきょう ないよう
6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

さーびす しゅるい サービスの種類	さーびす ないよう サービスの内容
そうだんおよ しょん 相談及び支援	りょうしやおよ かぞく 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握 てきせつ そうだん じょげん しょん おこな し、適切な相談、助言、支援を行います。
はい 排せつ	りょうしや じょうきょう おう 利用者の状況に応じて、適切な排せつ支援を行ふとともに、排せつ じりつ む てきせつ しょん おこな の自立に向けた適切な支援を行います。
にゅうよく 入浴	きぼう にゅうよく で ご希望があれば入浴することも出来ます。
ちやくだつい 着脱衣	ひつよう おう しょん かくにん おこな 必要に応じて支援、確認を行います。
せいよう 整容	かくにんなどこせい そんちょう てきせつ せいよう しょん おこな 確認等個性を尊重した適切な整容の支援を行います。
にちじょうせいかつしょん 日 常 生 活 支 援	にちじょうせいかつしょん しょん みまも おこな 日常生活全般について、支援や見守りを行います。
ほけんいりょうさーびす 保健医療サービス	ひつよう じ おう とうやく た ひつよう かんり きろく おこな 必要時応じて投薬その他の必要な管理、記録を行います。 つき かい 月1回13:00~17:00に医務室で嘱託医による診察や健康相談 う を受けることができます。来園日は、お知らせします。 う とうしせつ しょくたくい し しめい ほそだ よしき ほりえびょういん せいしんか <当施設の嘱託医師> 氏名；細田 能希 (堀江病院 精神科) きんきゅう じ ひつよう おう かぞくなど れんらく きょうりょく かんどう 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。
せいさんかつぢう 生産活動	こうちん しほらい <工賃の支払> じょうき せいさんかつどう 上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に そうどう きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りょうしや しほら 相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

じっしゅう およ きゅうしょく 実習及び求職 かつどうなど えん 活動等の支援	こうきょうしょくぎょうあんていしょ 公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関と連携を取り しょくばじつしゅう じっし からいあるこよう きゅうしょくかつどう えん じっし ながら職場実習の実施やトライアル雇用、求職活動の支援の実施、 しょくばいちやく えん おこな 職場定着のための支援を行います。
しゅうろういこうえん 就労移行支援	いつはんしゅうろう ひつよう きそたいりよく こうじょう ちしきまな 一とう しゅうとく えん 一般就労に必要な基礎体力の向上や知識マナー等の習得の支援を おこな じぎょうしょがいしゅうろうえん しょくばじつしゅう らいあるこようなど 行います。また、事業所外就労支援(職場実習やトライアル雇用等) いつばんしゅうろう むか えん おこな など一般就労に向けての支援を行います。
ほうもんしょん 訪問支援	じょうじ 一びすりよう りようしゃ しんしん じょうきょう へんなど 當時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、 かいじょうれんぞく りよう はあい じょうしゃ どうい 5日以上連続して利用できなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、 え きよたく ほうもん さ一びすりよう かん そうだんしょん おこな 居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。
よかしお 余暇支援	よかしお きかい ていきょう 余暇支援の機会を提供します。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

さ一びす しゅるい サービスの種類	さ一びす ないよう サービスの内容
しょくじ 食事	〈食事時間〉 朝食 7:30~8:15 (作業休日は8:00~8:45) 昼食 12:00~13:00 夕食 18:30~19:30 ※栄養士の立てる献立表により、栄養と心身の状況、希望や嗜好等を考慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
とくべつ しょくじ 特別な食事	きぼう とくべつ しょくじ ていきょう ようそだん ご希望により特別な食事を提供することもできます。(要相談)
かくしゅつ そなど 各種付き添い等	きぼう いりょうきかんとう じゅしん くすり うと どう ご希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
よか かつどう 余暇活動	そくさくかつどうおよ くらふかつどう りょこうなど きぼう おう じっし うるお 創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて実施します。潤い せいかつ おく しえん おこな のある生活を送ることができます。
あづかり きんとうかんり 預り金等管理	きぼう りょうしゃあづか きんきてい もど つうちょう いんかんかんり こつか ご希望により、利用者預り金規程に基づいて、通帳・印鑑管理・小遣い等の管理サービスを行います。
にちじょう せいかつじょう ひつよう 日常生活上必要と なる支援	きぼう おこな ご希望により行います。 にちじょうひん ひふく しんぐるい りびよう よぼうせつしゅ くりーにんぐ そだい (日用品・被服・寝具類・理美容・予防接種・クリーニング・粗大ご しょぶんなど み処分等)

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて隨時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、

利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。
 (定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありませんの
 で(3)利用者負担の軽減について【別表1】をご参照ください。また、障害福祉サービス受給
 者証をご確認下さい。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

項目	料金		
	朝食	昼食	夕食
食事(一食あたり)	465円	568円	568円
特別な食事	実費		
光熱水費	5,330円／月		
就労に向けての支援に必要な諸経費	実費		
嗜好品・贅沢品	実費		
医療機関の受診	実費		
特別な病院受診等に係る諸経費 (各種付き添い費を含む)	参加費	実費	
	交通費	実費	
	付添費 30分	じかん内 (時間内) 600円	えん じかんがい (時間外) 700円
余暇活動(創作活動・クラブ活動・旅行等)	実費		
預り金等管理サービス	10,000円／年		
故意破損弁償代	実費 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合		
コピー費用	一枚	10円	
各種証明書の発行(在園証明書等)	一部	100円	
日常生活上必要となる諸費用(日用品・被服・理美容・予防接種・クリーニング・粗大ごみ処分等)	実費		

- * 1. 8. 利用料に定める「食費」「光熱水費」については補足給付にて、月あたりの負担額が軽減されます。
- * 2. 食事をキャンセルする場合は、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出ください。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。
 例・・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日となります。土曜日・日曜日は日数に含みませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日となります。

食事キャンセル料(原材料費相当額)	朝食	昼食	夕食
	155円	258円	258円

- * 3. 光熱水費については、年度により変更する場合があります。
- * 4. 介護給付費・訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用

ようふたんがくへんこう
用の負担額を変更します。

- * 5. 特別な病院受診等に係る諸経費の付添費の単価につきましては、利用者1名につき引率者1名で引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人頭数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- * 6. 特別な病院受診等に係る諸経費の付添費における(時間内)とは、8:30~17:30までとなります。それ以外の時間につきましては(時間外)の費用が適応されます。
- * 7. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
- * 9. 工賃が年間288,000円(これを超えた部分の30%を含む)までは、介護給付費・訓練等給付費の定率負担と食費・光熱水費の負担がまったくかからないように工賃控除がなされています。

(3) 利用者負担の軽減について

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおりの月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

【別表1】

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担 上限
生活保護	生活保護受給世帯	
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	0円
一般1	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

[高額障害福祉サービス費について]

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。(償還払いの方法によります。)

(4) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。(金融機関がお休みの場合は翌営業日)

しはら ほうほう <支払い方法>

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落してお願いします。
- ・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合

○ 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734
 社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 芳野 道子

○ 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339
 社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 芳野 道子

8. 利用に際しての留意事項

らいほう めんかい 来訪・面会	げんそく しゅうしん きしょう じかんいがい にっちゅう じmuしょ 原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所 また えんいん しどういん やかん やきんしゃ れんらくくだ なお 又は支援員・指導員に、夜間にについては夜勤者にご連絡下さい。尚、 かぞくいがい かた りょうしゃ ほんにん かんけい たず ばあい ご家族以外の方については、利用者ご本人との関係をお尋ねする場合 があります。
がいしゅつ がいはく 外出・外泊	しえん しょう しえんいん しどういん また じむしょ 支援に支障がなければいつでもできます。支援員・指導員、又は事務所 など れんらくくだ 等にご連絡下さい。
しょくたく い し いがい 嘱託 医師以外の いりょうきかん じゅしん 医療機関への受診	せんもんか じゅしん ひつよう はんだん ばあい じゅしん けいぞくでき より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる ばあい えんぼう じゅしんなど かぞく きょうりょく ばあい 場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。
きょしつ せつび きぐ 居室・設備・器具の りょう 利用	しせつない きょしつ せつび きぐ ほんらい ようほう したが りょう 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく ことがあります。
いんしゅ 飲酒	せいじん かた きぼう かいんなど た りょうしゃ めいわく 成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑 ばあい けんこうじょう りゆう せいげん ばあい となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
きつえん 喫煙	せいじん かた きぼう しょてい ばしょ きつえん 成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、 けんこうじょう りゆう せいげん ばあい 健康上の理由により制限させていただく場合があります。
しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 かつどう えいりかつどう 活動・営利活動	りょうしゃ ほんにん しんこうなど じゅう た りょうしゃ たい せいじ えいり 利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利 ふく かつどうなど えんりょくだ を含めた活動等ご遠慮下さい。
きちょうひんかんり 貴重品管理	りょうしゃ ほんにん せきにん かんり きんせんかんりなど 利用者ご本人の責任において管理していただきます。金銭管理等につ じこ かんり かた あずか きんかんり さ一ひす りょう きましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用 いただきます。
どうぶつ じいく 動物の飼育	どうぶつ じいく じゅう た りょうしゃ めいわく おそ 動物の飼育は自由ですが、他の利用者の迷惑になる恐れがあります。 じせん そุดankud 事前にご相談下さい。
きげんぶつとう 危険物等	きげんぶつ も こ きんし 危険物の持ち込みは禁止いたします。

9. 嘱託医師及び協力医療機関等

○嘱託医師

医師名	科名	所在地	電話番号
おちまりな 越智麻里奈	せいしんか ないか 精神科・内科	まつやましふくずみちょうこう 松山市福角町甲1582 (堀江病院)	089-978-0783

きょうりょくいりょうきかん
○協力医療機関

いりょうきかんめい 医療機関名	かめい名 科	所 在 地	電話番号
ほりえびょういん 堀江病院	せいしんかないか 精神科・内科	まつやましふくずみちょうこう 松山市福角町甲1582	089-978-0783
やのないか 矢野内科	ないか 内科	まつやましひがしながとちょうめ 松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
やまとせいけいげか 山本整形外科	せいいけいげか 整形外科	まつやましうちみやちょう 松山市内宮町533-4	089-979-5151
しかくりにっく まこと歯科クリニック	しか 歯科	まつやましふくずみちょう 松山市福角町538-10	089-978-7677
やまなかいなか 山中内科・消化器内科	ないか 内科	まつやましうちみやちょう 松山市内宮町558-1	089-978-7611

じゅしんいりょうきかん
○受診医療機関

いりょうきかんめい 医療機関名	かめい名 科	所 在 地	電話番号
あわじだいがくいとうぶふくしがん 愛媛大学医学部附属病院	ぜんか 全科	とうおんしきづかわ 東温市志津川	089-964-5111
えひめけんりつちゅうおうびょういん 愛媛県立中央病院	ぜんか 全科	まつやましかすがまち 松山市春日町83	089-947-1111
まつやませきじゅうじびょういん 松山赤字病院	ぜんか 全科	まつやましぶんきょうちょう 松山市文京町1	089-924-1111
みなみまつやまびょういん 南松山病院	ぜんか 全科	まつやましあそだ 松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
えひめせいきょううびょういん 愛媛生協病院	ぜんか 全科	まつやましきしちょう 松山市来住町1091-1	089-976-7001
おかもとげか 岡本外科	げか 外科・胃腸科	まつやましたかぎちょう 松山市高木町255-1	089-978-2282
そがめひふか 十亀皮膚科	ひふか 皮膚科	まつやましどうごまち 松山市道後町1-6-30	089-943-5067
まるやまじびいんこうか・ひふか 丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	じびか 耳鼻科・皮膚科	まつやましうちみやちょう 松山市内宮町543-1	089-960-4111
がんか さなだ眼科	がんか 眼科	まつやましひがしながら 松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
さかいさんふじんか 酒井産婦人科	さんか 産科・婦人科	まつやましうちみやちょう 松山市内宮町512-9	089-978-3888
あわせだいがくデンタルクリニック 光洋台	しか 歯科	まつやましおがわこう 松山市小川甲200-1	089-994-3777
えひめけんこうこうほけんせんたー 愛媛県口腔保健センター	しか 歯科	まつやましやないまち 松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
にのみやきょうせいしか 二宮矯正歯科	きょうせいしか 矯正歯科	まつやましちふねまち 松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
はらじゅんかんきかないか 原循環器科・内科	じゅんかんきかないか 循環器科・内科	まつやましいわいだに 松山市祝谷2-12-32	089-917-7755
かわたりせいけいげか 川谷整形外科	せいけいげか 整形外科	まつやましつねたけこう 松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか神経クリニック 神経科	がいらい てんかん外来	まつやましにばんちょう 松山市二番町3-8-21	089-913-0133
まつやまきねんびょういん 松山記念病院	せいしんか 精神科	まつやましみさわ 松山市美沢1-10-38	089-925-3211
なごみほすびたる 和ホスピタル	せいしんか 精神科	まつやましやなぎはら 松山市柳原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな 心療内科	じんりょうないか 心療内科・精神科	まつやまししのめちょう 松山市東雲町2-2	089-933-7700
わたなべひょうきかないか 渡部泌尿器科内科	ひょうきかないか 泌尿器科・内科	まつやましやまごえまち 松山市山越町445-1	089-922-7088

ひじょうさいがいじたいおう
10. 非常災害時の対応

ひじょうじたいおう 非常時の対応	べつとさだぼうさいいけいかく 別途に定める防災計画により対応します。
ぼうかかんりせきにんしゃ 防火管理責任者	まつもとじゅん 松本潤
ひなんくんれん 避難訓練	しょうぼうほうさだつき1かいくんれんりょうしゃ 消防法に定められた月1回の訓練を利用者ご本人参加の上実施

防災設備	避難階段・避難口・防火戸・スプリンクラー設備・自動火災通報装置 漏電火災警報器・非常警報設備・避難器具(救助袋)・誘導灯・誘導標識 防火用水・非常電源設備・消火器・備蓄品
------	---

1.1. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する、または、救急病院に搬送するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

①主治医

医療機関名	堀江病院
住所	まつやましふくずみちょうこう 松山市福角町甲1582
電話番号	089-978-0783
主治医氏名	おちまりな 越智麻里奈

②ご家族緊急連絡先

氏名	続柄
住所	
電話番号	

1.2. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した障害者支援施設に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

①事業所内の受付窓口

担当名	職名・役職名	氏名	じゅう住所	しょ所	電話番号
受けつけたんとうしゃ 受付担当者	まつやまふくせんかちょう 松山福祉園課長	まつもと 松本潤	まつやましごんげんちょうこう 松山市権現町甲141		089-979-4566
だいさんしやいいん 第三者委員	ふくすみかいかんじ 福角会監事	こばやし 保一	まつやましょじじょうめ 松山市吉藤2丁目17-46		089-922-5265
	ふくすみかいひょうぎいんせんにん 福角会評議員選任・解任委員	やぎ 孝教	まつやましほりえちょうこう 松山市堀江町甲1378-5		089-979-0405
かいけつせきにんしゃ 解決責任者	まつやまふくせんえんちょう 松山福祉園園長	よしの 芳野妙	まつやましごんげんちょうこう 松山市権現町甲141		089-979-4566

②行政等の受付機関

機関名	住所	しょ所	電話番号
えひ媛県 松山市 えひめけんしゃかいふくしきょうざかい 愛媛県社会福祉協議会	ほけんふくしぶしょうがいふくしか 保健福祉部障害福祉課 ふくしじむじょ 福祉事務所・障がい福祉課 うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会	まつやましこんじんちょう 松山市一番町4-4-2 まつやましにばんちょう 松山市二番町4-7-2 まつやましちだまち 松山市持田町3-8-15	089-941-2111 089-948-6849 089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は障害者支援施設の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えるとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

担当名	氏名	住所	電話番号
虐待 防止 責任者	松本 潤	松山市権現町甲141	089-979-4566

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性 著しく高い場合	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性がある場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行なう以外に、代替する支援方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することをお約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

1.3. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	芳野 妙	松山市権現町甲141	089-979-4566

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報(利用者または家族の秘密など)について在職中のみならず退職後においても他にもらしません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意(「個人情報同意書」による)に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中必要に応じ個人情報を提供する場合があります。

わたし ほんしょめん もと
私は本書面に基づいて、これから利用する指定障害者支援施設の重要な事項について、
まつやまふくしえん しょくめい
松山福祉園 職名 _____ 氏名 _____ から説明を受けました。
ほんしょめん ふようぎむしゃとう たちあ せつめい う ばあい たちあいにんらん しょめいおういん
本書面について、扶養義務者等の立会いにて説明を受ける場合は、立会人欄に署名押印するもの
とします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りょうしや
利用者
じゅう しょ
住 所 _____

し めい いん
氏 名 印

たちあいにん
立会人
じゅう しょ
住 所 _____

し めい いん
氏 名 印
りょうしや かんけい ()

どうじぎょうしょ していしょうがいしゃしえんしせつ さー びす ていきょう ほんしょめん もと じゅうようじこう
当事業所は、指定障害者支援施設サービスの提供にあたり、本書面に基づいて、重要な事項に
について説明いたしました。

じぎょうしょ
事業所
しょざいち えひめけんまつやましごんげんちょう
(所在地) 愛媛県松山市権現町141番地
な しょう まつ やま ふくし えん
(名 称) 松 山 福 祉 园 長 芳 野 妙 印